

多言語多文化研究に向けた複合型派遣プログラム
派遣研究報告書

2012年 12月 26日

派遣者氏名（専門分野）	紫垣 聡 （ 中近世ドイツ都市史 ）
-------------	--------------------

下記のとおり報告します。

記

研究テーマ	17世紀ミュンヘンの都市社会における国家行政の実践と地域住民の活動
-------	-----------------------------------

派遣期間

2012年 9月 10日 ～ 2012年 11月 17日

	国	都市	訪問機関	受入研究者
訪問研究機関	ドイツ	ミュンヘン	バイエルン州立中央文書館	
	ドイツ	ミュンヘン	ミュンヘン市文書館	

派遣先で実施した研究内容

近世ヨーロッパにおいて国家形成はどのように進展したのか。この問題はかつて官僚的な行政組織の発達や臣民の公私にわたる生活領域を規制する諸法令を中心に論じられてきたが、近年は統治権力による国家行政の実践に関する研究がさかんになっている。そこで問われるのは、統治権力の求める規範は実際にどこまで実効性を持っていたのか、ローカルな社会、共同体の呼びとは国家的な統治をどのように受けとめ、反応していたのかという点である。

本研究はドイツ南部の領邦国家バイエルンとその首都ミュンヘンの事例について、統治権力と地域住民の相互関係からポリツァイの実践を考察する。この作業を通じて近世の国家的統治が地域社会のなかにかたちとして現れてくるプロセスを明らかにすることが本研究の目的である。今回の派遣で実施した研究は、現地ミュンヘンの文書館に収められた、上記の問題に関する17世紀の史料の調査・読解である。その内容を以下の2点にわけて説明する。

(1) ポリツァイ令の実施をめぐる交渉

バイエルン州立中央文書館 Bayerisches Hauptstaatsarchiv にはバイエルンの国家行政に関する文書が大量に保管されている。今回の派遣では、おもに17世紀の諸法令、領邦君主が中央官僚や地方行政官・裁判官に宛てた勅令、宮廷政府と領邦諸身分との交渉の記録、宮廷参議会の議事録などの史料を実見した。まず注目したのは、服装や結婚式に関する奢侈規制である。1626年に制定される包括的な衣服条令について、これに先立ち領邦議会において宮廷政府と領邦諸身分との間に行われた交渉と、この衣服条令に対するミュンヘンの都市当局の対応を中心に調査を行った。この条令における領邦政府の意図は身分秩序の維持だけでなく、外国の高価な衣料品の輸入による国内の富の流出を抑制することであり、この目標を達成するために政府は社会の現実に関する情報と助言を必要としていた。こうした交渉を通じて、現実的に効果を期待しうる法的規範が形成されたと考えられる。

そのほか貧民や乞食の管理、姦通などの性的逸脱の取り締まりについても調査を行った。三十年戦争や疫病の流行といった危機、またカトリック改革を背景として、17世紀には救貧事業や教会規律の強化を国家当局が担うようになる。これらに関しては時間的な制約もあり十分に史料を集めることはできなかったが、奢

侈規制と同じくポリツァイの実践をめぐる統治権力と地域住民の相互関係を明らかにするうえで重要な論点であり、今後も継続して研究を進めていきたい。またポリツァイに関連するテーマとして、この時期の領邦国家による宗教政策も挙げられる。17世紀に民衆の間で聖人崇敬や巡礼がさかんとなる一方、大公／選帝侯マクシミリアン1世は聖母マリアをバイエルンの守護聖女とし自らをその加護をとりなす君主として位置づけた。こうした聖なるものを介した君主と臣民の関係は、この時期の国家形成に大きな意味を持っただろう。

(2) 都市裁判所の機能と社会秩序

ミュンヘン市文書館 Stadtarchiv München では都市住民の関わる侮辱・暴力事件を扱った1648・49年の裁判記録を読み、統治権力の司法制度がミュンヘンの都市社会における秩序形成に果たしていた役割を分析した。まず訴訟当事者の属性は非常に多様であり、女性や外来者、都市の下層民までもが都市裁判所を利用していた。こうした人びとを含め侮辱・暴力事件の被害者が法廷で訴えたのは損なわれた名誉の回復だった。彼らにとっての秩序の基層をなすカルチャーに、強い名誉のコードが埋め込まれていたことは明らかである。

また裁判記録には、都市裁判所への提訴に至るまでに当事者同士の交渉や同職組合を通じた和解、参事会への訴えなど、他の手段による解決を試みたことがしばしば記されている。これまでの研究でも指摘されるように、都市裁判所は地域の人びとにとって紛争処理のために利用しうるひとつの選択肢だった。その意味で都市当局の裁判を地域社会の秩序形成のしくみに組み込まれた制度的提供物として捉えることはできる。

しかしだからといって、統治権力の法的規範を都市住民がまったく無視していたと結論するのは早計だろう。16世紀の頃に比べてこの時期の法廷における訴えには、暴力の行使、とくに武器を用いた暴力行為が減少している傾向が認められる。そのことが現実社会の平和化を直接的に示しているわけではないとしても、暴力に関する規範が変わりうるものであることを示している。それはあるいは、暴力の抑止という当局の規範を、地域住民が自分たちの紛争を処理する「戦略」として受け入れたことによるものだったのかもしれない。いずれにせよ今後より精緻な分析が必要であるが、このことはポリツァイ的規範と民衆の秩序の相互関係を明らかにするうえで重要な論点となる。

研究の当初の目的・計画の達成状況、明らかにできた成果

本派遣で実施した研究内容はおもに一次史料の調査であり、論証や議論の構築にはまだ課題を残している。しかしながら今回の調査を経て、17世紀バイエルンの国家行政が決して領邦政府によって一方的に推進されたものではなく、ミュンヘンをはじめとする地域社会との交渉を通じてはじめて実体をともなうものとして展開されるという見通しを得ることができた。今後さらなる史料の分析を通じて、本研究の目的を達成することができると思う。すなわち、臣民の奢侈規制にせよ暴力の抑制にせよ、ポリツァイの実践においては、地域社会の実情が決定的な意味を持っていたといえる。国家による規律化という観点からすればそれは大きな制約ではあったが、都市や農村の住民が必要とし、あるいは受け入れるかぎりにおいて新たな公権力の施策が生み出される場でもあった。このことは近世ヨーロッパにおける国家形成のプロセスの一端を解明することにつながるだろう。

派遣後の研究発表の予定

上記の研究内容に関する説明で示した2点についてそれぞれに成果をまとめ、2013年内に研究報告を行う予定である。また少なくとも一方のテーマについて、研究報告をもとに投稿論文を完成させることを目標とする。